

議案第1号

大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議について

大阪府・大阪市特別区設置協議会を設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約案

大阪府と大阪市は、平成24年4月に、条例に基づき共同で大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、大都市制度の在り方について議論を重ねてきた。

同年8月には、大都市地域における特別区の設置に関する法律が制定された。これにより、自らの発意に基づき具体的な制度を考え、国と必要な協議を行いながら、地域の実情に応じた多様な大都市制度を創っていくことが可能となった。

こうした情勢も踏まえ、同年9月の大阪にふさわしい大都市制度推進協議会において、大阪府と大阪市が担っている広域機能を一元化し、大阪市を特別区に再編するなど新たな大都市制度の枠組みが確認された。この枠組みを前提に、大阪自らが主体的に詳細な制度設計を行っていくこととなる。

今後、大阪府と大阪市は、法律に基づく協議会を設け、自らにふさわしい具体的な制度設計を行うため、この規約を制定する。

(設 置)

第1条 大阪府及び大阪市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する特別区設置協議会を置く。

(名 称)

第2条 前条の特別区設置協議会は、大阪府・大阪市特別区設置協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 大阪市の区域における特別区設置協定書（法第4条第1項に規定する特別区設置協定書をいう。次条において同じ。）を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大阪市の区域における特別区の設置（法第2条第3項に規定する特別区の設置をいう。次条において同じ。）に関し必要な協議を行うこと。

（特別区設置協定書の作成）

第4条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- (1) 特別区の設置の日
- (2) 特別区の名称及び区域
- (3) 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
- (4) 特別区の議会の議員の定数
- (5) 特別区と大阪府の事務の分担に関する事項
- (6) 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整に関する事項
- (7) 大阪市及び大阪府の職員の移管に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項

（組 織）

第5条 協議会は、会長及び委員19人をもって組織する。

2 会長は、次に掲げる者のうちから、これらの者の協議を経て、大阪府知事及び大阪市長が選任する。

- (1) 大阪府知事
- (2) 大阪市長
- (3) 大阪府の議会の議長及び大阪府の議会が推薦した大阪府の議会の議員 9人
- (4) 大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 9人

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員は、第2項各号に掲げる者（同項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- 5 会長及び委員は、非常勤とする。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

- 2 第3条第2号に掲げる事務及び第4条第8号に掲げる事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。
- 3 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者（以下「学識経験者等」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会長及び委員は、協議会の目的に従い、誠実にその職務を行わなければならない。
- 7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(費用弁償)

第7条 会長又は委員が協議会の職務を行うため、大阪府の区域外の地域（大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第1項に規定する地域を定める規程（平成20年大阪府議会規程第3号）に定める地域を除く。）に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大阪府条例第21号）に定める府議会議員の例による。

(学識経験者等への謝金等)

第8条 学識経験者等は、第6条第5項の規定により協議会に出席したときは、謝金及び実費弁償を受けることができる。

- 2 前項の謝金の額及び支給方法は、大阪府が実施する研修に係る謝金の支給の例により会長が別に定めるものとし、実費弁償の額及び支給方法は、証人等の実費弁償

に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に定める証人等の例による。

（経費の支弁の方法）

第9条 前2条に規定する費用その他協議会に要する経費は、大阪府知事及び大阪市長の協議により定めるところにより、大阪府及び大阪府が負担するものとする。

（事務局）

第10条 会長は、協議会が担任する事務を円滑に行うため、協議会に事務局を設ける。

2 事務局は、協議事項に関する調査、協議会の会議に提出する資料の作成、協議会の会議における説明その他の協議会が担任する事務の処理のほか、協議会の運営に関する事務を行う。

3 事務局の事務は、大阪府政策企画部大都市制度室及び大阪市都市制度改革室が担う。

（委任）

第11条 この規約に定めるもののほか、事務局の組織その他の協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

平成25年1月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府・大阪市特別区設置協議会を設置するため、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

大都市地域における特別区の設置に関する法律（抄）

（特別区設置協議会の設置）

第4条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

2 省 略